

つくばみらい市告示第45号

つくばみらい市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月27日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市産後ケア事業実施要綱（令和5年つくばみらい市告示第62号）の一部を次のように改正する。

第5条の表を次のように改める。

区分	対象者	利用回数	支援の内容
訪問型	母子	原則として5回（多胎の妊娠の場合においてその出産後に対象者である乳児が2人以上あるときは、10回）を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、利用回数を延長することができる。	(1) 身体的ケア (2) 保健指導及び栄養指導（通所型及び宿泊型は食事の提供を含む。） (3) 適切な授乳が実施できるためのケア (4) 育児の手技についての具体的な指導及び相談
通所型 宿泊型	母子	原則として併せて5回（多胎の妊娠の場合においてその出産後に対象者である乳児が2人以上あるときは、10回）を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、利用回数を延長することができる。	(5) 乳児の発育及び発達に関する相談 (6) 生活の相談及び支援 (7) その他必要と認める支援
通所型	父子	原則として併せて2回を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、利用回数を延長することができる。	

第8条第1項中「前条第1項」を「前条」に改める。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（事故等の報告）

第11条 産後ケア施設は、産後ケア事業の実施に際して事故が生じた場合その他産後ケ

ア事業の実施に支障を及ぼすおそれがある事態が生じた場合は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

つくばみらい市長 宛て

事業者名

所在地

代表者



つくばみらい市産後ケア事業実施報告書

つくばみらい市産後ケア事業を実施しましたので、次のとおり報告します。

利用 者名	(産婦) 年 月 日生
	(乳児) 年 月 日生
利用 期間	1. 宿泊型 年 月 日 ~ 年 月 日 (泊 日)
	2. 通所型 年 月 日 (デイ 日) (通所・宿泊型利用 回目)
	3. 訪問型 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) (訪問型利用 回目)
利用 加算	☐ なし ☐ 要支援産婦加算 ☐ 多胎児加算 ☐ 保育士加配加算 保育士名: _____ ※要支援産婦加算対象の場合のみ、右側太枠内にも必要事項を記載してください。
利用 状況	【産婦の主訴】 【ケアの内容（助言・指導を含む）】 【産婦の様子】 ・心身の不調（変化なし・改善傾向・悪化） ・その他（産婦の反応、言動、睡眠状況など自由記載） 【乳児の様子】 ・体重 _____ g（直近の1日体重増加量 _____ g） ・その他（預かり時やケア利用中の様子など自由記載）
	※要支援産婦加算対象者のみ記載 【ケア利用時のアセスメント】 【ケアプラン】 【産婦の心身の状況確認や変化】 【利用中の様子について市への報告】 連絡者名: _____ 連絡日: _____

※継続支援の必要性があり緊急を要する場合は、速やかに市へ報告をしてください。

※産婦及び乳児に関する所見や利用時の様子等、追加内容があれば別途添付をお願いします。

請求者 住所

名称

代表者



つくばみらい市産後ケア事業委託料請求書 (年 月分)

つくばみらい市産後ケア事業委託料として、次のとおり請求します。

	利用料区分	利用数	単価(円)	請求額(円)
宿泊型	市民税課税世帯		51,500	
	市民税非課税世帯 及び生活保護世帯		54,000	
宿泊型 加算	要支援産婦加算		7,000	
	多胎児加算		8,000	
	生後4か月以上児受入れ加算 (保育士加配)		9,000	
通所型	市民税課税世帯		24,000	
	市民税非課税世帯 及び生活保護世帯		25,000	
通所型 加算	要支援産婦加算		7,000	
	多胎児加算		4,000	
	生後4か月以上児受入れ加算 (保育士加配)		9,000	
訪問型			8,000	
※ただし加算分については市長が認めた者とする			合計	

振込先口座

振込金融機関	金融機関名	銀行 信金 信組 農協	支店名	支店出張所
	金融機関コード		店番号	
	預金種目 □普通 □当座	口座番号		
	(フリガナ)			
	口座名義人			

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。